

株式交付制度の立法経緯

- ・ 会社法上、ある株式会社（買収会社）が、その株式を対価として他の株式会社（被買収会社）を買収する際、被買収会社を完全子会社としようとするのであれば、株式交換の制度を利用することができる。
 - ・ 他方、買収会社が被買収会社を完全子会社とすることまでは予定していないときは、買収会社は、被買収会社の株式を現物出資財産として自社の株式の募集をするという手法を用いる必要があった。
 - ・ しかし、この手法では、原則として検査役の調査が必要となることなどが支障となると指摘されていた。
- ⇒ 買収会社が被買収会社をその子会社とするために、被買収会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として買収会社の株式を交付するという組織法上の制度として、**株式交付制度を新設**（令和元年改正）

株式交付制度に関する論点等

- 【① 株式会社と同種の外国会社を子会社化する場合に株式交付を利用することについて】
- 株式交付の進め、その効力発生日が到来した後に、株式交付の要件を満たさないこととなるなどした場合には、法律関係が混乱するなどのおそれがあるため、株式交付に関する規律の対象の範囲は、株式交付をする前に判断することができる**客観的かつ形式的な基準によって定めるもの**とすることが相当
 - **外国会社の性質はその類型ごとに千差万別**であるため、私人間の取引である株式交付において、客観的かつ形式的な基準により外国会社が株式会社と同種の外国会社であるか否かを判断することは必ずしも容易でない。また、株式交付は株式交換等のような組織法上の行為と整理されているが、**外国会社との株式交換等は認められていない**。
- ⇒ 株式交付子会社とすることができる会社には**株式会社と同種の外国会社を含めないこと**とされた。
- 【② 他の会社を子会社化する場合以外の場合（他の会社の株式を買い増すような場合）に株式交付を利用することについて】
- 株式交付制度は、株式交付親会社と株式交付子会社との間に**親子会社関係が創設されることに着目し**、株式交換その他の**組織法上の行為と同様に**、会社法第199条第1項の募集によらずに、株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として株式交付親会社の株式を交付し、親子会社関係を円滑に創設することができるようにする制度
 - 株式会社が、既に議決権の過半数を有している他の株式会社の株式を買い増す場合や、他の株式会社を子会社としようしない場合については、株式交換その他の**組織法上の行為と同様であると整理することは困難**
 - 他の株式会社の株式を買い増す場合についてまで、検査役の調査（会社法第207条）や財産価額填補責任（会社法第212条、第213条）等の現物出資に関する規律を適用することなく、当該株式会社の株式を交付することを認めることについては、資本の充実及び不当な株式の希釈化により他の株主の利益が害されることの防止のために検査役の調査等を必要としている**現物出資に関する規律の趣旨との関係の観点から、慎重な検討が必要**
- ⇒ 株式会社が他の株式会社を新たに**子会社としようとする場合に限り**、株式交付をすることができることとされた。
- 【③ 株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権】
- 株式交付においては、親子会社関係がなかった株式交付親会社と株式交付子会社との間に当該親子会社関係が創設されることにおいて、いわば部分的な株式交換として、株式交換のような**組織法上の行為と同様の性質**を有すると考えられるという考え方を基礎として、株式交付親会社の株主及び債権者の保護については、**株式交換と同様の規律の適用があるものとされた**（その一方で、**現物出資に関する規律等の適用はないものとされた**）。
- ⇒ 株式交付親会社の**反対株主に株式買取請求権**が認められることとされた。
- 【④ 株式交付親会社における債権者異議手続】
- 株式交付に際して**株式以外の財産を交付するときは**、対価が不当であるとすると、株式交付親会社から不当な財産の流出が生じ、**債権者を害するおそれがある**。
- ⇒ 株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して株式交付親会社の株式以外の財産が一定以上交付される場合には、**株式交付親会社において債権者異議手続が必要**であるとされた。

今後の検討課題等

- ・ 株式対価M&Aに関する実務のニーズ等を踏まえ、適切な対応を検討する。